来年度小・中学校新１年生の
保護者のみなさまへ

就学援助についてのお知らせ

寄居町教育委員会

町では、令和８年４月に町立小・中学校の新１年生になるお子さんがいるご家庭で経済的な支援が必要な保護者の方に**新入学準備費を入学前の３月に支給**いたします。

この**新入学準備費を希望される方は、（令和７年度就学援助費の認定を受けた方でも）必ず申請が必要**となりますので、町教育委員会または各小学校で申請手続きをおこなってください。

◎援助を受けられる方

経済的な支援が必要で、令和８年４月に**町立の**小・中学校へ入学するお子さんを持つ保護者の方で、教育委員会が認める方。具体的には次のような方です。

１　児童扶養手当法による**児童扶養手当を受給されている方（児童手当ではありませんので、ご注意ください）**

２　**町民税が非課税**の方

３　令和６年度または令和７年度において、生活保護法に基づく保護が**停止または廃止**された方

４　保護者の職業が不安定であることなどにより、生活保護に準ずる程度に経済的に困難な方（世帯の収入が、生活保護の基準より算定した仮の世帯収入額と比べて一定の基準以下の世帯）

注）　生活保護法に基づく生活保護世帯の方は、**新入学準備費は対象外です（生活保護で措置されます）。**

◎援助の内容

新入学準備費　小学校１年 57,060円　　中学校１年　63,000円

（**金額は令和７年度の額です。**この新入学準備費の支給を受けた方は、令和８年度就学援助制度の「新入学児童生徒学用品費等」を受けることはできませんので、予めご承知ください。）

◎申請方法

新入学準備費を希望する方は、所定の様式で申請してください。

裏面につづく

所定の様式（申請用紙）は、町立各小学校及び役場５階教育総務課にあります。

なお、転入により令和７年１月１日現在寄居町に住所のなかった方は、認定の要件を証する証明書類（課税証明等＊）を添付していただきます。課税証明等＊の発行は、令和７年１月１日に住所を定めていた市区町村（前住所地）となります。

＊課税証明等で確認したい内容（こちらを前住所地の税務課にご提示ください。）

①令和７年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった令和６年１月から１２月までの同一生計世帯の世帯員全員の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額

総所得金額は、次のAとBの合計額です。

A：利子所得額、配当所得額、不動産所得額、事業所得額、給与所得額、総合課税の短期譲渡所得額及び雑所得額（これらにつき損益通算後の金額）の合計額

B：総合課税の長期譲渡所得額及び一時所得（これらにつき損益通算後の金額）の合計額の２分の１の額

②前記①の都道府県民税及び市町村民税の課税に当たって、所得控除された社会保険料、生命保険料及び地震保険料の額

◎受　付

令和７年１２月２４日（水）までに、寄居町教育委員会教育総務課（役場５階）または、町立小学校新１年生は入学予定の小学校へ、町立中学校新１年生は現在通学している町立小学校へ**申請書を提出してください。**

受付期限を過ぎると、新入学準備費の申請は一切受け付けられません。

◎そ の 他

令和７年度の就学援助費を受けている方でも、今回の新入学準備費を希望する場合は申請書の提出が必要です。

●お願い●

住民税申告を必ず行ってください。

（給与収入のみの方で年末調整をした方は除きます。）

（認定の際、所得の状況を確認する場合があります。そのため、申告されていないと認定ができないことがあります。）

※問合せ先：寄居町教育委員会　教育総務課　学校教育班

電話０４８-５８１-２１２１（内線５１２）